

◎ 河川協力団体は管理者との協議をもって土石の堆積等に係る許可が不要に、また、可動堰・水門・樋門の自動化・遠隔操作化を施設要件に追加、など

【法令名】

河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 25 年 7 月 5 日 本紙第 6082 号 2 ページ
【法令番号】	平成 25 年 7 月 5 日 政令第 214 号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 7 月 11 日）から施行
【制定の根拠】	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 13 条第 2 項（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 14 条第 1 項（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 2 項、第 16 条の 2 第 2 項、第 29 条第 1 項（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 99 条第 1 項
【法令のあらまし】	<p>【河川法施行令の一部改正関係】 （第 1 条）</p> <p>1 津波の明確化 河川法（以下「法」）第 1 条の目的規定等において、「津波」が明確化されたことに伴い、操作規則を定めなければならない河川管理施設等の規定において、「津波」を明記する。（第 8 条、第 10 条及び第 16 条の 7 関係）</p> <p>2 河川協力団体の特例 河川法第 58 条の 8 第 1 項の河川協力団体が法第 58 条の 9 各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為の実施に必要な河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為（付着物の洗浄や土石等の堆積等。令第 16 条の 8 第 1 項）の許可については、当該河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、当該許可があったものとみなすものとする。（第 16 条の 12 関係）</p> <p>3 地方公共団体等の特例 法第 99 条第 1 項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項の実施に必要な河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもって、当該許可があったものとみなすものとする。（第 16 条の 13 関係）</p> <p>4 地方公共団体等へ委託することができる河川管理施設</p>

法第 99 条第 1 項に規定する者であって関係地方公共団体以外のもに委託することができる河川管理施設は、堤防、床止めその他その操作を伴わないものとする。(第 54 条関係)

【河川管理施設等構造令の一部改正関係】 (第 2 条)

1 用語の定義

「計画津波」、「計画津波水位」及び「津波区間」を定義する。(第 2 条関係)

2 堤防の高さ

津波区間の堤防の高さは、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとする。(第 20 条関係)

3 津波の影響を著しく影響を受ける堤防に講ずべき措置 (第 28 条及び第 30 条関係)

(一) 津波の影響を著しく受ける堤防に、必要に応じ、護岸等の措置を講ずるものとする。

(二) 計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例を、津波区間の堤防においても適用するものとする。

4 可動堰 (第 41 条及び第 43 条関係)

(一) 津波区間の可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、河川の両岸の堤防又は津波が生じないとした場合の計画堤防の高さを下回らないものとする。

(二) 可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保する必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとする。

5 計画津波水位の決定又は変更があった場合の適用の特例

河川管理施設等の工事の着手があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位の決定又は変更があった場合の適用の特例を、計画津波水位の決定又は変更があった場合においても適用するものとする。(第 74 条関係)

6 暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例

暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位又は高潮位についての特例を、同計画に定められた津波水位についても適用するものとする。(第 75 条関係)

【改正の趣旨】

河川協力団体制度の創設等の措置等について定める「水防法及び河川法の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 35 号) が平成 25 年

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>6月12日に公布されたところである。</p> <p>今般、法の公布の日から起算して1月を超えない範囲内において施行することとされている規定を施行するために、所要の事項を定める必要があるため、河川法施行令（昭和40年政令第14号）及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）の一部を改正する。</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・河川法施行令（昭和40年政令第14号）・河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）